

ひきこもり相談 窓口について

最近こんなことは、ありませんか？

- ・朝起きるのがつらい
- ・人と会いたくない日が続いている
- ・うまくいかない自分がいやになる
- ・家族が部屋に閉じこもってしまっているがどうしていいかわからない

「ひきこもる」というのは時にとても大切な時間で、ひとつの選択肢です。少しずつ先のことは考えていきたいけど、それが何だか苦しい。近年この様な相談が増えています。

第三者に相談してみませんか？

福祉総務課 生活支援係では、ひきこもり状態にある生活の背景にある苦しさや悩みを軽減させる方法を、相談員と一緒に考えます。また必要に応じて、関係機関をご紹介します。連携した支援を行います。ご本人・ご家族・身近な方からのご相談も受けつけています。お気軽にお越しください。

問 福祉総務課 ☎893-4480 受付時間 平日9時～16時

いったん電話してみようかな…。



生活道路における自動車の速度制限が 時速60kmから時速30kmに変わりました

歩行者や自転車の安全を守るため、道路交通法施行令が改正され、令和8年9月1日(火)から、生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられました。

●主な改正内容と変更点

改正前	速度指定の道路標示等がない道路は、一律「時速60km」
改正後	中央線や道路標示がない「生活道路」は「時速30km」 ※中央線や中央分離帯がある道路、標識で速度制限が指定されている道路の制限速度は従来通りです。

●なぜ「時速30km」になるの？

歩行者と自動車の事故では、自動車の速度が時速30kmを超えると歩行者の致死率が急激に跳ね上がります。歩行者と自動車の距離が近い生活道路での速度を抑えることで、万が一の事故を防ぎ、被害を最小限に食い止める狙いがあります。

沖縄特有の昔ながらの住宅街では、道幅が狭く、見通しも悪い生活道路が現在でも数多く存在しています。通りなれた身近な市道や通学路でも、中央線がない道路ではこれまで以上にスピードを控え、歩行者や自転車に配慮した慎重な運転を心がけましょう。

問 生活安全課 ☎893-4136

